

## 「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」発足のご報告

「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」共同代表

大竹 浩司（一般財団法人全日本ろうあ連盟）  
大橋 由香子（優生手術に対する謝罪を求める会）  
桐原 尚之（全国「精神病」者集団）  
利光 恵子（おおさか旧優生保護法を問うネットワーク）  
藤井 克徳（日本障害者協議会）  
藤原 久美子（DPI 女性障害者ネットワーク・  
優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会）

1948年から1996年まで存在した優生保護法について、国は、同法の下で障害等を理由に不妊手術や人工妊娠中絶を強いられた多くの被害者に対し、十分な謝罪や補償をせず、検証や総括もしないまま、いまだに深刻な障害者差別や偏見を生み出しています。

優生保護法がもたらした問題は、日本社会の戦後最大の人権侵害です。先の2月22日の大阪高裁、3月11日の東京高裁での判決では、優生保護法がいかに重い罪をもたらしたのかが、より明らかになりました。

2018年に仙台地裁から始まった優生保護法裁判は、全国8都道府県の地裁へとひろがり、その裁判を支援する運動の輪が各地で広がっています。

2021年12月10日、各地の裁判支援の会や全国規模の障害団体が集まり、「優生保護法裁判の勝利をめざす全国集会実行委員会」として、全国的な連帯と協同の取り組みが始まりました。この間、私たちは、原告、被害者・家族の会、弁護士と共に、2月8日には大阪高裁・東京高裁の勝利判決をめざした院内集会、3月4日、3月17日には、大阪高裁、東京高裁の逆転勝利判決に対し国に上告しないでと訴える院内集会、要請活動、署名活動、議員訪問活動などを行い、3月23日には厚生労働省前でアピール行動を行いました。しかし、国は、両高裁の判決を不服とし上告の申入れを行っています。

私たちは、より早期のそして全面的な解決を求め、以下の理念及び目標を掲げ「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」を発足したことを、今日ここにご報告いたします。これからも、共に手を携え進んでいきますので、みなさんのご支援をよろしくお願いいたします。

### 「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」理念および目的

- \* 優生思想に基づきつくられた優生保護法問題の全面解決をめざし、障害者差別をなくすことをめざします。
- \* 全国の関係者が手を携え、裁判の勝利をめざします。
- \* 優生保護法問題の全面解決に向けて、優生保護法被害者・家族や弁護士と連携し、国と交渉を行ないます。
- \* 優生保護法問題や各地裁判についての意見や情報、活動の交流を行ないます。
- \* 市民社会に、広く優生保護法問題を知ってもらう活動を展開します。

以上

2022年（令和4年）5月10日